



平成29年1月16日  
岡山市消費生活センター

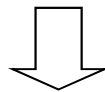
## テレビショッピング 注文前に契約条件をよく確認！

### 事例：

テレビショッピングで、簡単に腹筋を鍛えることができるという健康器具を注文し、届いてすぐに試してみたが思ったようにできなかった。返品しようと、業者に連絡すると「開封した場合、返品は受け付けられない」と言われた。「実際使ってみなければわからないではないか」と苦情を言ったが「返品についてはテレビでも伝えているし、同封している書類にも書いてある」と、こちらの言い分を聞いてくれなかった。  
(70歳代 女性)



※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第256号より抜粋



### ★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- テレビショッピングでは、返品条件などについて表示時間が短く、分かりにくいことがあります。印象だけにとらわれず、返品条件や使い方などをよく確認してから注文しましょう。
- テレビショッピングやインターネット通販などの通信販売には、クーリング・オフの制度はありません。事業者が返品の特約を設けている場合は、それに従うことになり、返品の特約がなければ商品引渡し等から8日間は契約の解除ができます。
- 返品の特約で返品ができる場合でも、「開封後の返品は不可」「使用後は返品できない」などの条件があることもあり、注意が必要です。
- 契約トラブルで困ったときには消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分